

大田原市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、大田原市ポツポ農園使用料に係る徴収事務を次のように委託したので、同条第2項及び大田原市財務規則第36条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

記

- 1 委託事務
大田原市ポツポ農園使用料に係る徴収事務
- 2 委託の相手方
名称 大田原市ポツポ農園組合
組合長理事 安藤 和義
所在地 大田原市片田1200番地先
- 3 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで